

## 【加算関係】

No.	質 問	回 答	担当課
1	3か月で終了の方と6か月で終了の方でも自立支援評価加算は同単位との解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
2	自立支援評価加算①において、短期集中サービス終了後に訪問系のサービスを利用することになって算定できるとの考えでよろしいか。	お見込みのとおりです。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
3	自立支援評価加算の算定にあたり、サービス利用が無くなった場合はサービス担当者会議は開催されないと思うが、どの場面で今後のサービス利用予定を確認しますか。	事業所が担当ケアマネジャーに問い合わせ確認する必要があります。 (基本的には、担当ケアマネジャーが翌月のサービス利用予定を把握しているものと考えています)	地域包括ケア推進課 事業者指導課
4	月々の短期集中サービス実施加算の単位は限度額内、自立支援評価加算は限度額外との考えでよろしいか。	お見込みのとおりです。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
5	月々の短期集中サービス実施加算で一項目を実施できなかった場合は、加算は請求できないとの解釈でよろしいか。(例えば、月末に管理栄養士の派遣を予定していたが、利用者都合で休まれたためサービス実施ができなかった場合、または、急速管理栄養士の派遣ができなかった場合など。)	事業所都合による理由でない(例：新型コロナウイルス感染等)のであれば、仮に月をまたいだとしても、別日に振り替えて実施することで算定を可能とします。ただし、同月内に実施できなかった理由を明記しておくことと、できるだけ直近の日に振り替えて実施する必要があります。	事業者指導課
6	運動器機能向上サービスについて、初回はPT・OTが必ず訪問し、運動器機能向上計画を作成とあるが、その後の3か月ごとの訪問については、資格は問わないということでしょうか。また、どの程度の機能訓練(時間)を想定されていますか。	初回以降の3ヶ月ごとの居宅訪問については、職種は問いません。機能訓練の所要時間については、プログラム内容等についても異なるため、具体的な想定はありません。	事業者指導課
7	運動器機能向上サービスについて、3か月ごとの訪問による機能訓練については、利用者の身体的負担を考えると通所利用日以外で訪問し、実施するということがよろしいか。(事業所側としては、送迎の際に訪問した方が効率は良いと思うが)	特に指定はありません。事業者と利用者双方にとって都合の良いタイミングで行ってください。	事業者指導課
8	緩和型の上乗せということであれば通常の緩和型の加算(介護職員処遇改善加算、有資格者配置加算(週2回相当)、送迎加算(40単位/回))も算定ができるとの解釈でよろしいか。	算定可能です。	事業者指導課
9	問8の続きで、事業所評価加算、サービス提供体制加算についても算定はできますか。	算定可能です。	事業者指導課
10	各種加算において、毎月、何をもち加算の可否を確認すればよろしいでしょうか。(専門職の関りなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置要件に適合していること</li> <li>・アセスメントを実施していること(3ヶ月に1回)</li> <li>・各種プログラムの計画書を作成していること(3ヶ月に1回)</li> <li>・週2回必要なプログラムを実施していること</li> <li>・プログラム実施記録を作成していること</li> <li>・専門職が機能訓練に関わっていること</li> <li>・居宅訪問を行っていること(3ヶ月に1回又は必要に応じて)</li> </ul> 主に上記のような項目をクリアしていることが加算算定の条件となります。	事業者指導課
11	短期集中サービス終了後(卒業後)、翌月に利用者の状態が悪化し、通所サービスを利用することになった場合、自立支援評価加算を算定していた場合は過誤調整を行うのか。	短期集中サービス終了月の翌月に生活支援通所サービス以外の通所系サービスの利用があった場合は、いかなる理由であっても自立支援評価加算は算定できませんので、給付から一定期間経過後、市が給付実績確認を行った際に、連続した月の通所利用を確認した場合、遡って過誤調整の対象となります。	介護保険課 事業者指導課
12	運動器機能向上サービスについて。実施回数週2回とあります。本人都合等で週1回の利用になった場合は算定不可、と考えてよろしいのでしょうか。	できるだけ直近(例えば直後の週)に振り替えて実施すること等で算定は可能です。	事業者指導課
13	自立支援評価加算について。サービス終了月に1回加算をおこなう、とあります。短期集中加算の算定終了と同時にサービスすべてを終了する場合、加算分の請求方法はどのようになりますか。	終了月の請求に併せて加算の請求をすることになります。	事業者指導課
14	要支援1・2とも週2回利用となっているが、事業対象者も週2回でよいのか?	お見込みのとおりです。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
15	月途中から利用を開始した場合、日割り計算になるのか。	基本報酬は契約日からの利用日数等により日割り計算になりますが、加算については日割り計算を行いません。	事業者指導課

【加算関係】

No.	質 問	回 答	担当課
16	問10の回答において、通所事業所へ確認書類等の提示を求め るのではなく、通所事業所が基準を満たしているか確認した うえで、実績を申告しているという判断でよろしいか。	お見込みのとおりです。	事業者指導課
17	問11の質問・回答を受けて。6780単位を過誤請求かけた場 合、1550単位を請求することが可能でしょうか。	短期集中サービス終了後に、生活支援通所サービスを利用す る場合は、1550単位の請求が可能です。	事業者指導課